

1 今回の研究会の目的

会社法の成立を機会にコンサルティングのツールとして活用をめざすこと

特に中小企業における分割、合併手法を研究し、クライアント企業の経営組織の発展に寄与できること

会社法を企業活動の攻勢、防衛の両面での理解をすすめること

2 会社法成立

会社法が昨年6月29日国会を通過。

商法、有限会社法、商法特例法の各規定に分かれていたものをまとめ、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略して整備法)によって会社法として再編成された。平成9年以来の特に平成13年と平成16年の商法の大改正の内容を改めて989条の法文に整備した。今年5月から施行予定。(4月施行予定が遅れている)

3 会社法整備の目的

「最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、最低資本金制度、機関設計、合併等の組織再編行為等、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行っています。

・商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典(会社法)を創設しています。」〔法務省HPの「会社法の概要」より〕

4 会社法の特徴

改正商法からの引継ぎを含む

企業統治概念の強化

所有・監督と経営・業務執行の分離
(外部監視の強化)

最近の大会社の不祥事を受け、未然防止のため、業務と監督を分離し、コンプライアンスの体制を整備させる狙い。

そのために、監督的位置に社外取締役の配置を義務付けるなど、外部監視機能を強めた。

ただし、実効性については今後の問題

・取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会を置くことができる 任意性を強めている

(株主総会以外の機関の設置)

第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。(員数規定がなくなった)

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

企業統治のための機関の重視

・ただし、公開会社等は取締役会を設置することを義務化 他は任意

(取締役会等の設置義務等)

第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。

- 一 公開会社
- 二 監査役会設置会社
- 三 委員会設置会社

2 取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。

取締役会設置会社の監査役設置義務

・**大会社における監査役会等の設置義務 会計監査人の設置義務**

(大会社における監査役会等の設置義務)

第三百二十八条 大会社は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

2 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

機関を設けた場合には監査役等の監視を強める監査も業務監査まで広がる

(監査役の権限)

第三百八十一条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

・役員を選任・解任決議特別決議から普通決議へ

(役員を選任及び解任の株主総会の決議)

第三百四十一条 役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

定款で緩やかな議決方法の定めは許さない
役員の特権を防止する機能

・**委員会の委員の過半数は社外取締役**

(委員会の委員の選定等)

第四百条 各委員会は、委員三人以上で組織する。

2 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

3 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

(委員会を重複してもよい)

社外役員重視

・**委員会設置会社での執行役の選任義務 その他は任意**

(執行役の選任等)

第四百二条 委員会設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。(委員会設置以外でも選任できる)

2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

- 3 委員会設置会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従う。(指示命令の関係でない)
- 6 執行役は、取締役を兼ねることができる。

執行役員会の設置が注目されている
監督と業務執行の分離

- ・ **委員会の権限等 指名、監査、報酬の三委員会が規定されている**
業務にかかわらない部分に限定

(定義)

第二条 十二 委員会設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう。

(委員会の権限等)

第四百四条 各委員会を詳細に規定

業務からの分離と第三者性を求めている

- ・ **委員会設置会社では取締役は業務にかかわってはならない。あくまでも監督である**

第四百十五条 委員会設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができない。

(業務執行するのは執行役)

従来の取締役のイメージを変える 執行役体制が重要になる

- ・ **委員会設置会社の取締役は基本方向の決定や監督の職務に限る**

第四百十六条 委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他委員会設置会社の業務執行の決定
 - イ 経営の基本方針
 - ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項
- 二 執行役等の職務の執行の監督

- ・ **委員会設置会社では業務執行は執行役の仕事**

(執行役の権限)

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六条第四項(委員会設置会社の取締役会の権限)の規定による取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定
- 二 委員会設置会社の業務の執行

取締役は経営戦略、方針決定に特化

- ・ **社外取締役等の責任範囲を制限できる**

第四百二十七条 株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人の責任について、当該社外取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。（定款記載要件）

社外からの参加を容易にする

従来 of 企業統治イメージ

会社法での企業統治のイメージ

定款自治の拡大

定款で定める範囲の拡大

会社の機関設計や決議方法、資本の調達方法などをより自由化する一方で、定款での明記を重視する。定款の重要度が増す。

定款設計のコンサルティングが重要に

イ．機関設計

・株主総会以外の機関 取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会を置くことができる

第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。（員数規定がなくなった）

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。（定款記載要件）

ロ．決議方法

・株主総会の議決方法の多様化

普通決議

（株主総会の決議）

第三百九条 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

特別決議

第三百九条 2 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。（定款記載要件）

株式の募集、新株予約権の募集、資本の額の減少、定款変更、事業譲渡、解散

の決定、組織変更、合併、株式交換、移転の決定など

超特別決議

第三百九条 3 次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

譲渡制限のための定款変更など

特殊決議

第三百九条 4 第三百九条第二項（譲渡制限会社における株主不平等の扱い）の規定による定款の定めについての定款の変更を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって行わなければならない。

八．種類株式の多様化

- ・株式に譲渡制限、配当や議決権などの制限

（株式の特別の定め）

第七十条 株式会社は、発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡について株式会社の承認を要すること。
- 二 株主が株式会社に対してその取得を請求することができること。（買取請求）
- 三 株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。（自己株式にできる株式）

（異なる種類の株式）

第八十条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。

- 一 剰余金の配当（優先、有利配当株式）
- 二 残余財産の分配
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項（議決権制限株式）（一般投資家に使われるか？）

その他、譲渡制限株式、取得請求権付株式、取得条項付株式（自己株式化）、全部取得条項付株式）（同じく）種類株式総会決議要件付株式、役員選任権付株式（公開会社等を除く）

組織変更の柔軟化

会社の成長にあわせて、会社類型間の変更ができるようにした

イ．合同会社の新設

持分会社の一つとして合同会社を定義（第575条 第2条一号）

- ・法人の業務参加の仕方について明確化を義務付け（第598条）
- ・利益の配当方法を定款で任意に設定できる。株主平等の規定外（第621条）
- ・配当とは別に利益の分配（個人にとっては事業所得？）が定款により任意に設定できる。ただし、損失の分配も含む。（第622条）

ロ．持分会社相互の変更

- ・合名、合資、合同会社間の変更が可能

(定款の変更による持分会社の種類の変更)

第六百三十八条 合名会社(合資会社、合名会社)は定款の変更をすることにより他の種類の持分会社となる。

ハ．株式会社から持分会社

- ・従来、株式会社から合資、合名への組織変更は不可だった

(株式会社の組織変更計画)

第七百四十四条 株式会社が組織変更をする場合には、当該株式会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の持分会社が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別

ニ．持分会社から株式会社

(持分会社の組織変更計画)

第七百四十六条 持分会社が組織変更をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

従来は有限から株式会社への変更は可能であったが、合資、合名からの変更は不可であった

組織編成の柔軟化

企業の合併、分割の決定方法や手法が拡大し容易になる。

非公開会社でも合併、分割、株式交換、移転が容易にでき、事業再編の武器になりえる。(後で詳述)

金銭以外に親会社株式や他社の株式などの交付が認められた。

イ．事業の譲渡

株主総会の議決要件。但し、20%以下規定

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

- 一 事業の全部の譲渡
- 二 自己資本の20%以下は対象外
- 五 簿価が自己資本の20%以下の場合には承認はいらない
20%以下でも一定条件の反対者がいれば株主総会の決議が必要

ロ．合併、分割に関する法整備

株式会社が存続する吸収合併契約

(株式会社が存続する吸収合併契約)

第七百四十九条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

株式会社、持分会社の別を超えての合併、分割、株式交換、移転が容易になる。

- ・持分会社が存続する吸収合併契約 (第751条)
- ・株式会社に設立する新設合併契約 (第753条)
- ・持分会社を設立する新設合併契約 (第755条)
- ・吸収分割 (第757条)
- ・新設分割 (第762条)

ハ．株式交換

(株式交換契約の締結)

第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。

組織編制の武器として注目

合同会社への株式交換

第七百七十条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が合同会社であるときは、株式交換契約において・・・

ニ．株式移転

(株式移転計画の作成)

第七百七十二条 一又は二以上の株式会社は、株式移転をすることができる。(持分会社の規定はない)

- 2 二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は、共同して株式移転計画を作成しなければならない。

持株会社などの成立の武器として注目

・合併等に際して株主等に対して交付する金銭等に関する経過措置

付則4 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間において合併契約が締結される合併、吸収分割契約が締結される吸収分割若しくは新設分割計画が作成される新設分割、株式交換契約が締結される株式交換又は株式移転計画が作成される株式移転の手続に関する(中略)の規定の適用については(中略)除く。

外資による合併や外資からの保護業種に対する三角合併攻勢を回避するため

資本概念の柔軟化

資本金から資本の概念へ

資本金 = 企業の規模という考えは古くなり、実質の自己資本の大きさこそ企業の規模を表し、株式の価値を表すことを明確にした。

イ．自己資本内の移変え容易

(資本金の額の減少)

第四百四十七条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって定めなければならない。

- 一 減少する資本金の額
 - 二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額
- 2 資本額は1円を下回れない

資本金 = 株式額面総額の概念がなくなった。資本金勘定の意味合いが低下

・準備金の取り崩し

第四百四十八条 株式会社は、準備金の額を減少することができる。株主総会の決議によって定めなければならない。

- 一 減少する準備金の額
 - 二 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額
- 2 準備金をマイナスにしてはならない

(剰余金の額)

第四百四十六条 $\text{剰余金} = \text{資産} + \text{自己株式} - \text{負債} - \text{資本金} - \text{準備金}$
資本金や準備金の減少は結果として剰余金化につながる

・利益の資本化

(資本金の額の増加)

第四百五十条 株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 資本金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

増資が払い込みによらずにできる

・利益の準備金化

(準備金の額の増加)

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

配当に対する利益準備金、払込額の内資本金に組み入れなかった部分としての資本準備金など準備金区分の理由が不明確に

ロ．自己株式の柔軟化

自己株式は株価の操作につながりかねないので規制があったが、それを柔軟にし、自己株式での株式交換や株式移転などを容易にする条件整備

・自己株式の取得、消却、売却の条件緩和

第一百七条 株式会社は株式の内容として定めることができる。

三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。

第一百八条 株式会社は異なる定めをした種類株式を発行することができる。

六 一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。

七 株主総会の決議によってその全部を取得すること。

株式交換などの資源の確保が容易に

・親会社株式の取得の禁止

第一百三十五条 子会社は、その親会社である株式会社の株式を取得してはならない。

2 次に掲げる場合には、適用しない。

3 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

親子で持ち合うことにより株主の実態の無い会社になることを禁ずるため禁止でない例外の拡大が重要とも

・株式会社による自己の株式の取得

第一百五十五条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。

定款に定めた事由の発生、譲渡制限会社の承認請求又は買取の請求、自己株式枠の設定の決議、取得請求権付株式による請求、全部取得条項付株式の取得の決議、相続株式の買取を定めている場合の請求、単元未満株式の買取請求、五年以上通知未到達株主の株式処分、端数株の処分、合併に起因する取得、法務省令で定める場合

自己株式の取得の条件整備

・株式の取得に関する事項の決定

第一百五十六条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

一 取得する株式の数

二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額

三 株式を取得することができる期間

自己株式の取得の環境整備

・株式の消却

第一百七十八条 株式会社は、自己株式を消却することができる。

2 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。(つまり取締役会議での決議でできる)

資本の減少を伴わない発行株式数の減少
株価のつりあげに悪用される場合もある

・市場取引による自己株式の売却

第一百七十九条 株式会社は、市場において行う取引により自己株式の売却をする旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)
(公開会社と限っていない)

市場とは証券市場と限っていない つまり一般的取引でできるということか？
インサイダー取引の危険性も

八．現物出資が拡大

(金銭以外の財産の出資)

第二百七条 株式会社は(金銭以外の財産を出資)を定めたときは裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

9 前各項の規定は、次の場合には、適用しない。

- 一 総数の十分の一を超えない場合
- 二 総額が五百万円を超えない場合
- 三 有価証券
- 四 弁護士、税理士等の証明を受けた場合
- 五 金銭債権で帳簿価額を超えない場合(債務の資本化)

二．債務の資本化が可能に

- ・ 金銭以外の財産の出資 弁済期が到来した金銭債権(第207条第9項五号)

経営者からの借入などを資本化することが可能に、再生時の貸付金を減殺せずに資本化することを要求することがありうる。
益々資本の多寡で判断できなくなる。

ホ．権利制限株式の発行

株主の権利が一律であるとは限らなくなる

一部の株式に譲渡制限や自己株式条件などを決めておける

配当、残余分配、議決権、譲渡制限などの条件が異なる種類株式を発行が可能

ただし、議決権制限株式の発行数の制限がある 二分の一制限(第115条)

機関会議の柔軟化

機関会議の持ち方を柔軟化する一方、重要な会議については一堂に会する会議を義務化している。

議事録や同意書等の書類の意味が従来より重要になる。メールなどの証拠性が

問われる。

イ．株主総会の省略

- ・株主の全員の同意で総会決議があったものとする事が可能（第319条）
議事録への押印でなく個別に同意書を集めるだけでよくなる。
- ・株主の全員の同意で一堂に会する株主総会が不要になる。（第320条）

ロ．他の取締役へ委任が可能

- ・取締役会設置会社でなければ、株主総会の招集決定等の外では他の取締役に委任できる。（第348条）
- ・取締役会設置会社でも重要な事項以外は他の取締役への委任ができる。（第362条）
- ・重要な財産処分などについて特別取締役を選任して、その裁量で処理できる（第373条）

ハ．書面会議などが可能に

- ・書面による議決権の行使（第311条）
- ・電磁的方法による議決権の行使（第312条）
- ・取締役会の決議の省略 取締役全員の同意で決議があったものとする事ができる。（第370条）
- ・取締役会への報告の省略 取締役全員の同意で一堂に会する会議が不要になる。（第372条）

利益還元の柔軟化

配当方法や配当物、配当原資について制限を緩和しているが、過剰配当があった場合の責任を明確にしている。

イ．金銭以外による配当

剰余金の配当は金銭とは限らない

第四百五十四条 4 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって定めることができる。

自社製品とか、自社株式とか、他社株式などが考えられる

ロ．配当原資、機会の拡大

- ・剰余金の配当に回数の制限がない

第四百五十四条 株式会社は、剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって定めなければならない。

5 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めることができる。（定款記載要件）

株主総会決議さえあれば何回でも可能

取締役会設置会社は取締役会の決議で一回に限り中間配当が可能

・ **配当等の制限 純資産額三百万の制限**

第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定(剰余金の配当)は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。(社外流出の下制限)

利益や資本の「食いつぶし」を防ぐポイント
しかし、大会社でも同じとする大きさについては問題が

・ **配当等の制限 分配可能額制限**

第四百六十一条 剰余金の配当等により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額(時価ではない)の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

2 前項に規定する「分配可能額」とは・・・ 大きくは剰余金

(剰余金の額)

第四百四十六条 剰余金 = 資産 + 自己株式 - 負債 - 資本金 - 準備金

分配可能額の信憑性は今後も問われる

・ **過剰配当にたいする責任**

第四百六十二条 分配可能額を超えた支払をした場合には、金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者その他は、連帯して、交付を受けた者が交付を受けた金銭を支払う義務を負う。

3 第一項の規定により業務執行者の負う義務は、免除することができない。ただし、行為の時(決議の時)における分配可能額を限度として当該義務を免除することについて総株主の同意がある場合は、この限りでない。

株主総会で決議しておく必要がある

小規模企業の負担

譲渡制限会社の役員登記や資本金制限について負担を軽減して設立しやすく
ただし、譲渡制限会社 = 小規模会社でない点は注意。

イ．役員任期、員数の柔軟化

・ 取締役三人の義務の廃止

第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。(員数規定がなくなった)

・ 取締役の任期10年まで伸張が可能

第三百三十二条 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。(最初の取締役の任期制限なし)

2 公開会社でない株式会社は定款によって、任期を選任後十年以内に伸長することを妨げない。

ロ．最低資本制限の撤廃

第百十三条 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。

- 4 新株予約権の新株予約権者が取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。

可能総数 + 自己株式の範囲まで発行可能
予定外の大規模な増資を規制する
ただし、株式発行数の規制だけになる

八．決算書類の公告の義務

第四百四十条 株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

- 3 株式会社は、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置（HPでの公開）をとることができる

怠った場合百万円以下の過料（商法489条）
HPでの公告も可能

株主訴訟の制限

・六ヶ月以上継続した株主であること

（株主による取締役の行為の差止め）

第三百六十条 六箇月前から引き続き株式を有する株主は、取締役が当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 3 監査役設置会社又は委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。

・訴訟時効

第八百二十八条 行為の無効は、各号に定める期間にのみ主張することができる。

- 一 会社の設立会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内

・不利益、損害規定

第八百四十七条 責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

その他

- ・議事録の備え置き 本店10年間 支店5年間 株主、債権者の閲覧請求（第318条）

- ・取締役会の決議 監査役の署名が必要に(第 369条)
- ・監査役の権限 業務監査に力点が(第381条)
- ・不法目的や理由なし1年以上の休業も解散の事由(第471条)
- ・休眠会社12年経過でみなし解散(第472条)
- ・会社の解散命令(第824条)
- ・HPでの一般の公告が可能(第939条)

法務省令規程の拡大

法令改正でなく省令で各種基準の見直しの方向 変化に機敏になる必要

5 会社法 主な変更ポイント

商法上の会社体系から
会社法への移行による変更

有限会社と株式会社が統合

会社法施行後は有限会社を設立することはできなくなり、すべて株式会社となる。〔整備法第1条一項三号〕

既存の有限会社は会社法施行後は特別な手続き無しに「特例有限会社」という会社法の規定による株式会社として存続することになる〔整備法第2条、第3条〕「有限会社の定款」は「株式会社の定款」と、「社員」は「株主」などと、それぞれみなされる。

会社法施行後は、有限会社は、そのまま「会社法上のみなし株式会社」(特例有限会社)として存続できる。(整備法第2条~44条)

株式会社への変更も商号変更するだけで特例有限会社から普通の株式会社へ変更することになる。但し、手続き的には株式会社の設立登記と特例有限会社の解散登記の同時申請が必要。(整備法第45条、46条)

株式会社の地位は益々実態が問題になる。

最低資本金制度の撤廃

資本金を自由に設定できるようになる。資本金という名目よりも、自己資本の大きさこそが注目されてくる。

確認会社(「1円起業」)。最低資本金が今回の会社法の施行により撤廃されることになるので、そのまま存続が可能。ただし、最低資本金に達しない場合解散する旨の定款の定めが置かれているので、定款変更決議と登記が必要。

合同会社の創設

合同会社(LLC=Limited Liability Company)が創設される。

独自の技術を持つ研究者が企業と組んで会社をつくる場合などに向いていて、起業の幅を広げると期待されている。

株式会社と任意組合の利点を併せ持つことになる。

有限責任事業組合(LLP=Limited Liability Partnership)とは別
株式会社と同様に出資者の責任を出資額の範囲内に限定できる。

組合同様に利益や権限の配分を自由に設定できる。

資金力が乏しい研究者が大企業と組んで起業する場合に、出資額が少なくても多くの利益配分を受けることなどが可能になる。

ベンチャーの起業や産学連携で期待される。

合同会社等の持分会社と株式会社との組織変更や合併等が緩和され再編が多様化しそう。

債務の資本化

会社法により債務を株式化・資本化することの使い勝手が増す。

条件を満たせば債務の株式化が債権者と債務者の合意だけでできるようになり、役員借入などを資本に振りかえるなど財務改善の機動性が増す。

一方で資本金の内容の吟味がより注視する必要がある。株式会社の名目上の資本金額だけでは安心できなくなる。

現物出資の緩和

今までの商法では、金銭に代えて債権・資産などを現物出資して株式を取得する場合は、原則として検査役による財産評価などの調査が必要。

今後は弁済しなければならない価格が決まっている債権や簿価が明確な資産で、それによる出資額がその額を下回っている時は検査役の調査がいらなくなる。中小企業で利用しやすくなる。

配当など利益還元の見直し

配当については、株主総会の特別決議を経ることで現金以外を配当する現物配当が原則的に可能になる。

剰余金 = 純資産 - (資本金 + 準備金) の数式から、資本金や剰余金を減額して結果として剰余金化して配当財源とすることが可能になるのでは

会社の「食いつぶし」の危険性もある。

三角合併制度導入など組織再編の規制緩和

今の商法では合併する際、吸収される企業の株主への合併の対価は存続する企業の株に限られている。

会社法はこの合併対価の対象財産の規制を緩和し、存続会社の株だけでなく現金や債権、他社の株なども幅広く認めることになる。合併対価として、存続する会社の親会社株を使うことを「三角合併」という。

例えば外国企業が、日本にある子会社と日本企業を合併させ傘下に入れる際、外国親会社株を買収資金代わりに使えるようになる。

ただし、三角合併による吸収合併には吸収する日本企業の取締役会の賛成がな

ければ合併契約が結べない。したがって三角合併は友好的な雰囲気での買収になるともいわれている。一方で会社法に盛り込まれた企業の合併・買収(M&A)促進策は「外資脅威論」のため、施行時期を二〇〇七年へと一年先送りすることにもなっている。

株主代表訴訟の歯止め

株主代表訴訟の規定では株主が訴える資格を持つのかという「原告適格」(六ヶ月前から継続保有)を見直した。株主による訴訟権の乱用を懸念する産業界の要望もあり

株主が自己または第三者の不正な利益を図る、会社に損害を与える、目的で訴訟する場合は裁判所が訴えを却下できる。総会屋が代表訴訟を利用して自らの利益を図る場合などが当てはまる。

現行制度でも、裁判所が「嫌がらせ目的」と判断した場合に原告に担保の拠出を命じる「担保提供制度」があるが、今回の見直しで、訴訟の乱発を防ぐ仕組みが拡充されることになる。

ただ「会社に損害を与える目的」などの立証は難しく「提訴が大きく減り、役員側が楽になることはまずない」との声もある。

「類似商号の禁止」規定廃止

「類似商号の禁止」の規定とは、同じ市町村において、他人が登記した商号を同種の営業について登記することを禁止するもの。紛らわしい商号を排斥して企業の同一性を担保することが目的だが、規制の効力が同市町村内に限定され、規制の合理性が薄れているとの指摘や登記手続の簡素化の要請も踏まえた。

今回の類似商号規制の廃止により、「会社の目的」について包括的な記載で登記できることになるので、調査事務の負担が軽減されることになる。

ただし、新会社法では、今までと違い、既に登記されている他の会社と会社の目的が異なっても、「同一住所」で「同一商号」での登記はできなくなるとされているだけ。

知らぬ間に類似商号会社が出没する可能性もある。商標登録の重要性が増すか。

取締役の責任の見直し

株式会社の取締役の解任決議は、有限会社と同様に「普通決議」に緩和することになる。(従来は三分の二以上の「特別決議」。)

要件を緩和することで株主総会が選・解任を通じて取締役をチェックしやすくなる。

取締役にとっては地位が脅かされることになる。

取締役会「持ち回り」決議

取締役会は、全員の承諾のもとで、書面か電子メールなどの電子的記録を使った「持ち回り」決議が解禁される。

機動的な経営判断が必要との判断から「各取締役が同意し、業務監査権限を持つ監査役が特に意見がない時は書面決議できる」と定款に規定しておける。

ただし、会社の三ヶ月に一回の取締役の報告義務にかかわる取締役会は対象

外で、一堂に会したこれまで通りの取締役会を開催する必要がある。

譲渡制限の会社の特例規定

株主 = 経営者の多い日本の中小会社は、株式の分散を防ぐ目的で株式の譲渡制限がなされている。

役員の数規定の廃止

譲渡制限会社では、取締役3名以上、監査役1名以上という規定がなくなり、取締役1名でもよくなる。監査役をおかなくてもよくなる。

取締役会の設置が任意に

譲渡制限会社では、取締役が複数の場合でも取締役会を設置しなくてもよくなる。

そのことで取締役会設置会社の場合の義務が免除される。(但し、取締役の過半数で決議の原則は変わらない)

ただし、会社の緊張感が薄れる恐れもある。

役員任期が柔軟に

従来、会社役員任期は、取締役二年、監査役四年〔設立一年目に限りいずれも一年〕だった。

譲渡制限会社については定款で最長十年にすることができるようになる。ただし、途中でやめてほしい場合に、辞任以外では解任が必要になる。

会社法施行後最初の重任登記は必要、その定時株主総会のときに、役員任期を変更する定款変更の決議が必要になる。

6 組織再編のあり方と手法

組織再編のあり方

イ. 合併合併制度

1997年(平成9年)、合併における企業の負担を軽減するため、合併制度に関する商法が改正された。商法改正では、簡易合併制度の創設、合併手続き・債権者保護手続きの簡素化、合併に関する情報開示の充実などが決められた。

商法で規定されている合併方法には、吸収合併と新設合併がある。

従来制度では、合併前に承認総会、合併後に報告総会(新設合併の場合は、創立総会)が行われていた。

しかし、簡易合併制度により、大規模な企業が小規模な企業を吸収合併する場合は、承認総会を開かず、取締役会の決議だけで合併できるようになった。

また、合併手続きの簡素化により、合併後の報告総会・創立総会は廃止された。

簡易合併制度利用の条件

(1) 存続会社が解散する会社の株主に対して発行する新株数が、存続会社の発行済株式総数の20分の1以下であること。

(2) 解散する会社の株主に対して支払われる合併交付金が、存続会社の純資産

額の50分の1以下であること。

(3)合併に反対する株主の持株総数が、存続会社の発行済株式総数の6分の1以下であること。

吸収合併のイメージ

新設合併のイメージ

ロ．会社分割制度

企業が事業の一部を切り離し、新会社として独立させたり、他の企業に承継させたりする制度。

従来でも会社分割を行うことは可能だったが、裁判所が選任する検査役による検査や、債権者の個別の同意が必要で、多大な手間・資金・期間を要するものだった。

会社法では、検査役の検査や債権者の同意は不要で、事業部門の独立や分離が容易に行えるようになった。

会社分割制度の利用方法

- ・成長部門を切り離して独立させ競争力を強める
- ・不採算部門を切り離して他の企業に吸収させる
- ・持株会社による事業統合など、同一企業グループ内の重複する部門を集約・統合させることもできる。
- ・中小企業も、この制度を利用することが可能。中小企業の優良・成長部門を切り離して大企業に売却するなど。

新設分割と吸収分割

新設分割とは、新しく設立する会社に、企業が切り離した事業を承継させること。優良・成長部門の独立などに利用される。

吸収分割とは、既存する他の会社に、企業が切り離した事業を承継させること。同一企業グループ内の重複する事業部門を整理・統合したり、大企業が中小企業の優良・成長部門を吸収する場合などに利用される。

新設分割のイメージ

吸収分割のイメージ

ハ．物的分割と人的分割

会社分割を行う際に、事業を承継する会社は、承継する事業の対価として株式を発行する。この株式は、分割を行った会社または、分割を行った会社の株主に割り当てられる。

新設分割における物的分割では、新しく設立する会社が発行する株式は、分割を行った会社にすべて割り当てられる。したがって、完全親会社と完全子会社の関係が成立する。

新設分割および吸収分割における人的分割では、事業を承継する会社が発行する株式は、分割を行った会社の株主に割り当てられる。そのため、株主は、両社

の株式を所有することになる。(株主名簿のコピー機能という)
分割への対抗

分割を行う会社が債務超過の場合や、分割によって債務超過となる場合には、会社分割を行うことはできない。

分割に反対する株主には、株式買取請求権が付与され、分割を行う会社に、株式を買取ってもらうことができる。

分割に異議のある債権者は、分割を行う会社に、弁済を求める意義を申し立てることができる(株主総会の承認から2週間以内)。

会社分割制度の導入により、企業は、さまざまな組織再編成を行うことが可能になった。

労働者も事業とともに承継されるため、労働者が最初に就職した企業に定年まで雇用されるという終身雇用制が失われようとしている。

組織再編の手法

イ 株式交換制度

既存する2社の株式を交換することにより、1社を完全親会社、もう1社を完全子会社とする方法。子会社の株を現金で買取のではなく、親会社の株と交換することで買取するため、資金がなくても、買取を行える。

完全親会社とは、子会社の発行済株式を100%保有している会社のことをいう。
株式交換

ロ 株式移転制度

既存する会社(複数可)が、完全親会社となる持株会社を設立し、自らがその完全子会社となる方法。

完全子会社の全株主は、株を完全親会社に提出して、かわりに完全親会社発行の株を取得し、完全親会社の株主となる。

また、完全子会社は上場をやめ、完全親会社(持株会社)が上場することになる。

株式移転のイメージ

八 株式交換制度と株式移転制度

完全親会社と完全子会社の関係をつくるための手続きを簡素化する目的で、商法改正により1999年(平成11年)10月1日に施行された。

なお、株式交換や株式移転は売却ではないため、課税されることはない。

究極の経営支配 = 持株会社

持株会社とは、経営権を握る目的で、他社の株式を所有する会社のことをいう。持株会社のことを親会社、株式を保有される他社のことを子会社という。

持株会社には、事業持株会社と純粹持株会社がある。

事業持株会社とは、本業を行うかたわら、他社の事業活動を支配する会社のことをいう。

純粋持株会社とは、本業を持たずに、他社の事業活動を支配する会社のことをいう。

金融持株会社

純粋持株会社の中で、子会社が金融機関に限定されている会社のことを、金融持株会社という。2000年に発足したみずほホールディングス（第一勧業銀行・富士銀行・日本興行銀行）、2001年に発足した三菱東京フィナンシャル・グループ（東京三菱銀行・三菱信託銀行・日本信託銀行）、同年に発足したUFJホールディングス（三和銀行・東海銀行・東洋信託銀行）は、金融持株会社。

以前は、純粋持株会社は、事業支配力が過度に集中する恐れがあるとして、独占禁止法で設立が禁止されていた。

しかし、1997年12月の独占禁止法の改正によって解禁となった。

純粋持株会社による統合は、合併や吸収などによる統合と違い、子会社となる企業同士には何の上下関係も生まれない。同じグループとなるが、別会社のまま。そのため、純粋持株会社はグループ全体の経営戦略に専念し、子会社は各々の事業運営に専念できるようになる。

純粋持株会社の解禁で、経営効率の向上や企業再編の迅速化がはかれると期待されている。

7 組織再編の可能性例

非公開会社における株式募集

例) 資本金1000万円 剰余金3000万円

発行済み株式数 10万株

一株の株価 4000万円 ÷ 10万株 = 400円

新株発行の場合の 一株の価額 400円 前後で設定される

株主に有利にしないと買ってくれない状況であれば 400円以下の方向に振れ
会社の将来性を株主が買える状況であれば 400円以上の方向に振れる。

その際、普通株式と議決権制限株式とを区分して発行する。そうすれば、増資による議決権の不安定化は避けられる。

ただし、普通株式と議決権制限株式の配当受取配分に差を持たせる必要性が生じると思われる。

例えば、定款に

「配当支払を株主総会で決定した場合、普通株式の1に対して、議決権制限株式1.1の割合で配分する」

「議決権制限株式に対する配当割合は普通株式の配当割合に利益処分時株価の0.01の割合を付加した割合で配当する。ただしその計算による算出された配当原資額は配当可能額を範囲とする」と定めておく。

例) 普通株式10万株

議決権制限株式 50万株

配当可能額 1500万円

の場合で配当財産 650万円とした場合の配当額は

一単元当りの額 = $650\text{万円} \div (10\text{万株} \times 1 + 50\text{万株} \times 1.1) = 10\text{円}$
 普通株式の株主には一株当たり10円、議決権制限株式の株主には一株当たり11円の配当

の場合で普通株式への配当を2%配当とした場合の配当額は

A 普通株式に対する配当財産の額 = 株式時価400円 \times 0.02 \times 10万株 = 80万円

B 議決権制限株式に対する配当財産の額 = 株式時価400円 \times (0.02 + 0.01) \times 50万株 = 600万円

配当財産の額はA+B=6,800,000円

普通株式の株主には一株当たり8円の配当、議決権制限株式の株主には一株当たり12円の配当となる。

ただし、普通株式の株主への配当が0の場合でも議決権制限株式の株主には0 + 0.01つまり1%は最低でも保証するということになる。

市場が無いことの限界

問題は上場又は公開していない会社の株式に募集させる場(証券会社の店頭など)をどう確保するかである。

その様な市場が今後できるのでは。ビジネスチャンスか

募集会社側の都合

増資ができるためには自己資本が豊富である必要がある。少なくとも債務超過や赤字会社では困難。

そこで、自己資本を実態以上に大きくすること(偽装)に注目がいく。

例えば、役員債務や役員個人の不動産を現物出資して資本金に組み入れ、その後減資することによって剰余金を増やし、繰越損失(赤字)を消すによって、黒字会社を偽装する可能性あり。

種類株式については当初に定款で定めておいて変更の必要がないようにしておかないと変更のときに種類株主総会の成り行きが問題となる。

第百九十九条 4 種類株式発行会社において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、募集事項の決定は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

株式分割と株式交換の手法例

例)

A社 資本金1000万円 剰余金 3000万円 発行株式数200株
 (内113株を社長が所有)

B社 資本金1000万円 剰余金 500万円 発行株式数200株
 (赤字ではあるが債務超過ではない。)

株式分割

第百八十三条 株式会社は、株式の分割をすることが出来る。

2 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によって、定めな

ければならない。

上場会社では証券取引法の要請として大幅な分割を認めない方向になっているが、未公開会社においては分割の規模は株主に影響を与えないので可能。

株式分割 = 交換の環境づくり

A社の株式を200分割して4万株にする(社長分22,600株、自己株式分5,000株)

純資本4000万円 ÷ 40万株
= 一株価値1,000円

5000株を自己株式とする

B社

純資本500万円 ÷ 200株 = 25,000円

B社株式1株に対してA社株式25株の割合で交換する。

B社の株主のA社株式取得数 25株 × 200株 = 5,000株 12.5%

社長は合併後のA社株式の22,600株 50.2%で通常の議決権、役員選任権を保持

株式移転

A社の株式を200分割して40,000株にする

純資本4000万円 ÷ 40,000株
= 一株価値1,000円

B社の株式を25分割して5,000株にする

純資本500万円 ÷ 5,000株
= 一株価値1,000円

C社を新設し、A社、B社の株式を移転する

C社は資本金4,500万円、発行済み株式数

45,000株

C社はA社、B社の完全持ち株会社となる

8 定款設計例

別 紙

9 会社法施行への当面の対応

現状が有限会社の場合

- ・ 施行後も有限会社(特例有限会社といいます)であり続けることはできる。
- ・ 株式会社への組織変更は簡単になる。

ただし、一端、株式会社になったら有限会社に戻すことはできない。

イ. 株式会社へ変更するメリット・デメリット

メリット

- ・ 増資せずに株式会社を名乗れる

デメリット

- ・ 組織変更の費用がかかる

- ・ 役員の任期を決めなければならない
- ・ 少なくとも役員の重任登記が必要
- ・ 原則として決算公告が必要になる

ロ.有限の特性は活用できる

有限会社のままで、従来どおり増資や役員・社名・本店・目的などの変更はできる。

また「会社法」で株式会社に適用される有利な点も多くは利用できる。

ハ.性急になる必要なし

あわてて株式会社にする必要はない。将来にわたって有限会社であり続ける方法もある。

将来も有限会社であるだけであれば、法律施行前に有限会社を設立して置く方法もあります。

現状が株式会社の場合

イ.株式の譲渡制限の規定のメリット・デメリット

施行後の株式会社では、株式の譲渡制限の規定があるかどうか重要なポイントになる。

ただし、ほとんどの中小法人では既に譲渡制限の規定があると思われる。

株式の譲渡制限を新たに決める場合は、特殊決議（総株主〔株式ではない〕の過半数が出席し、その持つ株式の三分の二以上の賛成）。

メリット

- ・ 株式の移動を規制できる
- ・ 取締役会の設置が任意
- ・ 役員の任期を10年まで伸長できる 重任登記の費用が節約できる
（ただし、10年にしても10年後には登記が必要。法律施行 後最初の重任登記は従来どおり必要）

デメリット

- ・ 株式の上場・公開ができない
- ・ 株式の譲渡希望者の希望を拒否する場合はその者が希望すれば、株式を時価価格で買い取る必要がある

取締役会を設置しない場合のメリット・デメリット

株式会社で取締役会を廃止することも可能

メリット

- ・ 無理して員数集めをする必要がなくなる
- ・ 取締役会の開催が不要
（役員会議の義務が無いのはデメリットかも）
- ・ 取締役設置会社としての登記が不要

デメリット

- ・ 重要な決め事は株主総会で決めることに
株主関係が複雑な場合は検討が必要

ただし、取締役による会議がなくなるわけではない

取締役会が設置されていなくても、取締役による決め事が必要な場合は、「取締役の過半数の出席によってその過半数の賛成で決める」とする、取締役の会議の議事録は従来どおり必要。

この際、定款の点検を

その他、「会社法」での

・現物出資の範囲の拡大 ・債務の資本化を容認 ・機関会議（株主総会、取締役会など）の省略、簡略化 ・ホームページによる公告 ・配当時期、配当方法の拡大 など、多くは定款で定めておく必要。

定款の変更は株主総会で特別決議（過半数の株式を持つ株主の出席で、その三分の二以上の賛成）が必要、定款を変更する必要がある場合はできるだけ集中

会社法施行で要注意点

会社法施行後は、類似商号の規制がなくなるため、同業者や悪意を持った者によって営業妨害を目的に、似たような住所地に、同一目的の同一商号の会社を設立される恐れもある。

また、取引先も、その社名、本店住所、代表取締役の氏名などは注意深く確認しないと、誤って別の会社との取引となっていたということもありえる。

会社法では資本の考え方が変わりのため、会社の規模をはかるのに、資本金の大きさではなく、自己資本の質と大きさでみるのが重要になる
おわりに

会社法は、規模の大小は問わずほとんどの企業に対して、今後の会社運営の仕方や仕組みづくりについての判断を求めることになる。

つまりは多くの企業が係わらざるを得ないのが会社法。

従ってコンサルタントにとっては必須の課題となる